

美しいちばの森林づくり 「ちばの木づかい」CO₂固定量認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県民、及び企業等（以下「県民等」という。）がちばの木を一定量以上使用して県内に木造の建築物を新築する場合に、建築資材として使用するちばの木に係るCO₂固定量を評価・認証する制度を定めることにより、県民等によるちばの木の利用を促進するとともに、より多くの県民が木材利用の意義に関心を持つ契機とし、地球温暖化防止及び地域の森林の多様な機能の持続的発揮に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ちばの木 県内で伐採かつ製材された木材であって、ちばの木認証制度に基づき管理された木材をいう。
- (2) ちばの木認証制度 ちばの木認証センター（事務局：一般社団法人千葉県木材振興協会）が運営するちばの木認証要領に基づく木材の合法性及び産地の証明制度をいう。
- (3) ちばの木の家 建築に要する木材材積全体量のうち、ちばの木を50パーセント以上使用して建てられた木造建築物をいう。
- (4) 木造 土台、柱、梁、桁等の主要な骨組みが木材で造られた構造をいう。
- (5) ちばの木取扱事業者 ちばの木認証制度に基づき、ちばの木認証センターから認定を受けた事業者をいう。
- (6) 推奨店 ちばの木の家づくり推奨店認定制度実施要領に基づき認定を受けた事業者、又はサンプスギの家づくり推奨店認定制度実施要領に基づき認定を受けた事業者をいう。
- (7) 「ちばの木づかい」CO₂固定量認証（以下「CO₂固定量認証」という。） 県民等が新築するちばの木の家について、知事が第4条に規定する認証を行い、美しいちばの森林づくり「ちばの木づかい」CO₂固定量認証書（様式第1号。以下「認証書」という。）を交付することをいう。

(認証の申請)

第3条 CO₂固定量認証を受けようとする者は、木材使用量が確定したときは速やかに認証申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）を作成し、知事へ提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面又は書類を添付するものとする。

- (1) 建築基準法第6条第1項の建築確認済証又は同法第15条第1項の建築工事届の写し
- (2) 平面図、立面図等建築物の概要が分かる図面（建築確認申請時の申請図書の写し等）
- (3) 木材使用量計算書（様式第4号）又は当該計算書と同様の内容を記載した書類

(4) 使用するちばの木に係るちばの木認証制度に基づく「ちばの木販売管理票 (A)」の写し

(5) その他前各号の内容を補足する図書

3 前項(3)の木材使用量計算書の作成は、ちばの木取扱事業者又は推奨店のみが行えるものとする。

(認証)

第4条 知事は、前条の申請書の内容について、次の各号に掲げる項目を審査し、正しいと認めるときは、別に定める基準によりちばの木によるCO₂固定量等を算定し、これを認証する。

(1) 申請者が建築主であること。

(2) 対象建築物が、新築かつ第2条(3)に規定するちばの木の家であること。

(3) 施工者が第2条(6)に規定する推奨店であること。

(4) 木材使用量計算書(様式第4号)の作成者がちばの木取扱事業者又は推奨店であり、その内容が真正であること。

(5) ちばの木販売管理票(A)の内容が真正であること。

(6) その他、申請書の内容に不備がなく、真正であること。

2 知事は、前項(5)の審査を行うに当たり、ちばの木認証センターに協力を求めることができる。

3 知事は、第1項の審査を行うに当たり、必要に応じて、ちばの木取扱事業者、推奨店及び対象建築物等について調査を行うことができるものとする。

4 知事は、認証の可否について、申請者に通知する。

この場合、認証書の交付をもってこれに替えることができるものとする。

(認証の変更)

第5条 前条の認証を受けた申請者は、申請の内容に変更が生じたときは、認証変更申請書(様式第3号)を知事に提出することができるものとする。この場合には、交付済みの認証書は返還するものとする。

2 認証を受けた建築物が建売住宅であつて、申請者を売主から買主へ変更する場合にも本条を適用することとし、申請は売主が行い、認証書は買主へ交付するものとする。この場合、不動産売買契約書の写しを添付することとするが、売買代金及び支払い方法に係る部分については添付を要しないものとする。

3 前条の規定は、前2項の変更申請の認証について準用する。

(認証状況の公表)

第6条 知事は、第4条の認証又は前条の認証の変更をしたときは、次の各号に掲げる事項を、県のホームページに掲載する。ただし、申請者が掲載を希望しない場合はこの限りでない。

(1) 申請者名

(2) 対象建築物の所在市町村名

- (3) 建築物の主要な用途
- (4) ちばの木の使用量及び使用率
- (5) 認証した CO₂固定量及び 50 年生スギ林面積への換算値
- (6) 認証番号及び認証年月日

(認証書の利用)

第7条 認証書は、申請者の社会貢献の証しとして、千葉県が独自の方法によりちばの木による CO₂固定量を評価・認証するものであることから、その利用については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 認証書を第三者に販売又は譲渡することはできない。ただし、当該建築物が、建売住宅である場合に限り、売主から買主への譲渡については認めるものとする。
- (2) 認証書は、申請者の広報活動に用いることができる。

(その他)

第8条 本要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則 (平成 22 年 1 月 13 日)

この要綱は、平成 22 年 1 月 13 日から施行することとし、施行日以降に建築請負契約が交わされた建築物を認証の対象とする。

附 則 (平成 22 年 12 月 20 日)

この要綱は、施行日から適用する。

附 則 (令和 3 年 9 月 22 日 森第 1167 号)

この要綱は、施行日から適用する。

美しいちばの森林づくり 「ちばの木づかい」CO₂固定量認証書

第 _____ 号
年 月 日

(申請者(建築主)氏名) 様

千葉県知事

あなたが _____ 年 _____ 月 _____ 日付けで申請されました
「ちばの木づかい」CO₂固定量は次のとおりであり
「美しいちばの森林づくり」に寄与したことを認証します。

「ちばの木づかい」CO₂固定量

_____ t-CO₂

(この固定量は、50年生のスギ林 _____ m²分に相当します。)

認証建築物の所在地

認証の明細

項 目	数 量
木材総使用量	m ³
うち、ちばの木使用量	m ³
ちばの木使用率	%
ちばの木のCO ₂ 固定量	t-CO ₂
CO ₂ 固定量のスギ林面積への換算値	m ²

[注意事項] この認証書は、あなたの社会貢献の証しとして、千葉県独自の方法で、ちばの木によるCO₂固定量を評価・認証したものです。第三者に販売又は譲渡することは原則としてできません。

美しいちばの森林づくり「ちばの木づかい」CO₂固定量認証申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 (住所)
(氏名)
(電話)
(Eメールアドレス)

「ちばの木づかい」CO₂固定量の認証を受けたいので、「美しいちばの森林づくり「ちばの木づかい」CO₂固定量認証制度実施要綱」第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 認証対象建築物の所在地
- 2 施工者
住 所
名 称
推奨店認定番号
- 3 工期等
契約日 年 月 日
工事着手日 年 月 日
工事完了予定日 年 月 日
引渡し予定日 年 月 日
- 4 添付図書
 - (1) 建築基準法第6条第1項の建築確認済証又は同法第15条第1項の建築工事届の写し
 - (2) 平面図、立面図等建築物の概要が分かる図面(建築確認申請時の申請図書の写し等)
 - (3) 木材使用量計算書(様式第4号)又は当該計算書と同様の内容を記載した書類
 - (4) ちばの木認証制度に基づく「ちばの木販売管理票(A)」の写し
 - (5) その他前各号の内容を補足する図書
- 6 要綱第6条に定める認証状況の千葉県ホームページへの個別情報の掲載
(希望する ・ 希望しない)

美しいちばの森林づくり「ちばの木づかい」CO₂固定量認証変更申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者（住所）
（氏名）

年 月 日付け 第 号で認証を受けた「ちばの木づかい」CO₂固定量について、申請内容に変更があったので、「美しいちばの森林づくり「ちばの木づかい」CO₂固定量認証制度実施要綱」第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 認証対象建築物の所在地

2 変更の内容及び理由

3 施工者

住 所

名 称

推奨店認定番号

4 工 期

契約日 年 月 日

工事着手日 年 月 日

工事完了(予定)日 年 月 日

引渡し(予定)日 年 月 日

5 添付図書

※申請書の添付図書のうち、変更に係るもののみを添付すること。また、交付済みの認証書（原本）を添付し、返還すること。

※建売住宅で申請者名を変更する場合には、売買契約書の写しを添付すること。ただし、売買代金及び支払い方法に係る部分は添付を要しない。

6 認証状況の千葉県ホームページへの個別情報の掲載

（希望する ・ 希望しない）

木材使用量計算書

年 月 日

申請者（建築主） 様

作成者 住所
氏名
電話

ちばの木取扱事業者認定番号又は推奨店認定番号 第 号

下記1の建築物に係る木材使用量については、下記2のとおりです。

記

1 認証対象建築物の所在地

2 木材使用量の明細

使用 部位	樹種	長さ (m)	断面寸法(m)		木材総使用量		うち、ちばの木		
			短辺×長辺		本数	材積(m3)	本数	材積(m3)	
合計					A		B		
							ちばの木使用率	B/A	

※樹種ごとに小計を取ること。欄が不足する場合は別紙とすることも可。

※同様の内容を記載したものであれば、本様式によらなくてもよい。